

「研削といし取替え等業務 特別教育（学科）」開催のご案内

公益社団法人和歌山県労働基準協会
和歌山支部

労働安全衛生法 第59条第3項

事業者は危険又は有害な業務で、労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは労働省令により、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則 第36条第1項（特別教育を必要とする業務）

研削といし取替え時の試運転の業務

1. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員	写真
令和3年 4月15日（木） 9時～17時40分	和歌山市西浜1014番地27 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室	50名	不要
			受講資格
			不要

2. 受講料

※受講料は、講習日（土日祝を除く）の3日前までに必ずご入金下さい。当日は受付できません。

受講料	テキスト代	合計
非会員：6,600円	1,320円	非会員：7,920円
会員：5,500円		会員：6,820円

（受講料、テキスト代とも税込み）

3. 持ち物・・・ 受講券（受付でご提示してください）・筆記用具

4. 申込方法

各講習共通留意事項をご覧ください。受講申込書の必要事項をご記入の上、お申込み下さい。

5. 受講料振込先

紀陽銀行本店営業部
普通 1994470
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

6. 駐車場のご注意

駐車場をご利用申込みの方は（申込書に記載の方）、受講券と一緒に駐車券をお渡しします。当日忘れずにお持ちいただき、駐車券は見えるように車のダッシュボードにおいて下さい。また、台数に限りがありますので必ず駐車券案内のとおり駐車下さい。

7. 昼食

お弁当ご持参の方は、当協会の研修室等をご利用いただけます。また、お弁当の注文を承っていますのでご利用下さい。

8. 修了証の交付

全課程修了後、最終日にお渡しします。